

慶弔慰見舞金規定

(目的)

第1条 本規定は、「船橋市バウンドテニス協会 規約」第36条にもとづき、役員、会員の慶弔慰見舞金に関する事項を定める。

(結婚祝金)

第2条 本会の役員、会員が結婚するときは、次の通り祝金を支給する。

1. 祝金は、5,000円とする。
2. 初婚、再婚問わず支給する。

(出産祝金)

第3条 本会の役員、会員または、その配偶者が出産したときは、出世児1人につき5,000円の出産祝金を支給する。
ただし、死産および生後7日以内に死亡した場合は支給しない。

(傷病見舞金)

第4条 本会の役員、会員が負傷したり傷病にかかり、入院が10日以上に及ぶ者には5,000円の傷病見舞金を支給する。

(香典)

第5条 本会の役員、会員または、その家族が死亡した時は、次の区分により香典(または供花)を支給(手配)する。

区分	本人	配偶者	その他※
役員	20,000	供花	供花
会員	10,000	供花	供花

※その他とは、実父母、子女(同居し生計を一とする場合)

(祝儀)

第6条 バウンドテニス他団体(協会、クラブ)からの記念事業や記念大会開催の招待を受けた場合は、下記の条件で祝儀を持参する。

1. 記念事業、記念大会は、5,000円とする。

(その他)

第7条 この規定に定めなき事項においては役員会にはかり決めることができる。

(施行)

第8条 本規定は、令和2年4月4日から施行する